

各国の食品・添加物等の規格基準

# ミャンマー連邦共和国

## 食品行政

表1 ミャンマーにおける食品安全管理制度

	製造、一次加工および輸入一次製品の安全衛生管理	輸入食品および加工食品の安全衛生管理
農産物	農業灌漑省農業局 (Department of Agriculture, Ministry of Agriculture and Irrigation)	保健省食品・医薬品局 (Department of Food and Drug Administration [FDA], Ministry of Health)
畜産物	畜水産省家畜改良獣医局 (Livestock Breeding and Veterinary Department, Ministry of Livestock and Fisheries)	
水産物	畜水産省水産局 (Department of Fisheries, Ministry of Livestock and Fisheries)	

## 食品法規体系と個別食品規格

図1 食品法規体系と個別食品規格の概要関連図

ミャンマー食品規格

	基準 の名称	範囲	説明	必須 成分・品 質要素	食品 添加物	汚染 物質	衛生	度量 衡	表示	分析・サ ンプ リン グ方 法
国家食品法 (1997年)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## 食品法

### (1) 公衆衛生法 (Public Health Law) (1972年)

公衆衛生法 (1972年) は、食品の品質および清潔性の管理による国民健康保護に関する一般原則を規定する。

### (2) 国家食品法 (National Food Law) (1997年)

国家食品法 (1997年) は、食品の品質および安全面に関して、また、食品の製造、輸入、輸出、保管、流通、および販売に関して、食品規制の枠組みを規定する。食品の製造、保管、流通、検査、管理、試験所の分析、表示、宣伝、および販売を対象とした指令および規制の発布権限を持つミャンマー食品・医薬品専門家委員会 (Myanmar Food and Drug Board of

Authority : MFBDA) の設置を規定する。さらに、「管理食品」の指定および食品添加物の認可についても責任を負う。

2013年、国家食品法は 食品法改正法（連邦議会法第24号） により改正され、以下のように食品の定義が改訂された：

「医薬品、タバコ、および化粧品を除く、人間が飲食可能な食品、その中に含まれる成分、または食品添加物を指す。本用語は、保健省が随時、告示を通じて食品として定めたものも含む。」

### (3) 動物健康発達法 (Animal Health and Development Law) (1993年)

動物健康発達法（1993年）により、畜水産省家畜改良獣医局は、標準品質について、あるいは有害な病原菌または毒素の有無について、畜産物および動物用飼料を検査する権限を付与される。家畜改良獣医局はさらに、畜産物および動物用飼料の輸入も対象とした細則を規定する。

### (4) 農薬法 (Pesticide Law) (1990年)

農薬法（1990年）により、農業灌漑省農業局は、ミャンマーにおける農薬の使用を規制する権限を付与される。

### (5) 海洋漁業法 (Marine Fisheries Law) (1990年)

海洋漁業法（1990年）により、畜水産省水産局は、ミャンマーにおける水産物を規制する権限を付与される。水産局はさらに、以下の分野などを対象とした細則を規定する。

- i. 輸出魚介類および水産物に対するサンプリング計画プログラム（水産局令第10号、1996年）
- ii. 水産物における水銀の最大基準値、サンプリング計画、および分析法（水産局令第1号、1998年）
- iii. 調理済み甲殻類および軟体動物貝類の製造に関する微生物学的基準（水産局令第3号、1998年）
- iv. 魚介類および水産物に使用される食品添加物（水産局令第4号、1998年）
- v. 特定区分の水産物に対する総揮発性塩基窒素（TVB-N）最大基準値およびヒスタミン最大基準値（水産局令第7号、1998年）
- vi. 魚介類および水産物に使用される水産養殖用医薬品（水産局令第8号、1998年）

以下は平成26年現在の情報です。

## ミャンマー規格

2013年、科学技術省（Ministry of Science and Technology）の下にミャンマー規格機関（Myanmar Standards Body）が設置された。ミャンマー規格機関の下には、ミャンマーの食品規格の制定を目的として食品規格技術小委員会が設置された。関連するミャンマーの食品規格が存在しない場合、当面は、関連するコーデックス規格が参考資料として用いられる。

以下は平成26年現在の情報です。

## 食品の規格・基準・分析法

ミャンマーには現在、食品分析の国家規格および基準、または公定法は存在しない。

以下は平成26年現在の情報です。

## 食品添加物に関する法規

### 1 概要

食品添加物は、国家食品法（1997年、2013年）に従って規制される。現在、食品添加物の使用に関する細則は存在しない。

### 2 食品添加物の定義および機能用途分類

国家食品法（1997年、2013年）は、添加物を以下のように定義する：

「専門家委員会が定めた、食品の製造および調理に用いる成分、または着色および着香のための成分を指す」。

食品添加物に関する国家規制が存在しないため、食品添加物に対する機能用途分類は、コーデックス委員会の食品添加物に関する一般規格（GSFA）（Codex STAN 192-1995）に従う。

### 3 認可食品添加物および最大使用基準値

ミャンマーには現在、認可食品添加物および最大使用基準値を規定する国家規制または規格は存在しない。そのため、食品管理を目的として、コーデックスGSFA（Codex STAN 192-1995）が主要参考資料として用いられる。

### 4 食品添加物としての使用を禁止された物質

ミャンマーには現在、食品添加物としての使用を禁止された物質の規定リストは存在しない。

### 5 食品添加物の規格・基準

ミャンマーには現在、食品添加物の規格および基準に関する国家規制は存在しない。そのため、食品管理を目的として、コーデックス委員会やJECFAなどの国際機関が規定した規格および基準が主要参考資料として用いられる。

### 6 新規食品添加物の申請・評価・認可

既存の規制には新規食品添加物の評価および認可に関する明確な手順は存在しない。

### 7 食品への食品添加物の表示

ミャンマーには現在、食品に使用される食品添加物の表示に関する国家規制は存在しない。そのため、関連するコーデックス規格が参考資料として用いられる。

## 8 食品添加物の概要（まとめ）

香料、加工助剤、キャリアオーバー等、食品添加物に関する定義を表4に、その他、指定/既存添加物、使用禁止物質等についてを表5にまとめた。

表4 食品添加物の概要／定義（一般）

	概要／定義	参照
関連法規	国家食品法（1997年、2013年）	<a href="http://faolex.fao.org/docs/pdf/mya63441.pdf">http://faolex.fao.org/docs/pdf/mya63441.pdf</a> 【外部リンク】
概要（一般）／定義		
食品添加物の定義	国家食品法は、添加物を以下のように定義する： 「専門家委員会が定めた、食品の製造および調理に用いる成分、または着色および着香のための成分を指す」	国家食品法第2節（d）項
香料	記載されていない	
加工助剤	記載されていない	
キャリアオーバー	コーデックスGSFA（Codex STAN 192-1995）に準拠	

表5 食品添加物の概要／定義（指定）

	概要／定義	参照
関連法規	国家食品法（1997年、2013年）	<a href="http://faolex.fao.org/docs/pdf/mya63441.pdf">http://faolex.fao.org/docs/pdf/mya63441.pdf</a> 【外部リンク】
概要（指定）／附則		
1	指定添加物リスト	コーデックスGSFA（Codex STAN 192-1995）に準拠
2	既存添加物リスト	ミャンマーは該当するリストを作成していない
3	天然香料基原物質リスト	ミャンマーは該当するリストを作成していない
4	一般に食品として食用または飲用に供され、食品添加物としても使用される物質のリスト	ミャンマーは該当するリストを作成していない
	ネガティブリスト（定められている場合）	ミャンマーは該当するリストを作成していない
	食品添加物の規格、重量およびサイズ、汚染物質、分析およびサンプリング方法、食品添加物の製造規格	コーデックスGSFA（Codex STAN 192-1995）および他の関連するコーデックス委員会およびJECFAの規格に準拠
	食品添加物に関する公式刊行物および公報	ミャンマーには食品添加物に関する公式刊行物および公報は存在しない

以下は平成26年現在の情報です。

### 食品表示

未調査のため、情報がございません。

以下は平成26年現在の情報です。

### 残留農薬

未調査のため、情報がございません。

以下は平成27年現在の情報です。

## 製造工程認証

未調査のため、情報がございません。

以下は平成26年現在の情報です。

## 食品規格・基準／調味料類

未調査のため、情報がございません。

以下は平成26年現在の情報です。

## 食品規格・基準／清涼飲料水

### 炭酸飲料

#### 食品規格・基準・分析法：

ミャンマーには現在、炭酸飲料に関する規格は存在しない。関連するコーデックス規格が適用される。

以下は平成26年現在の情報です。

## 食品規格・基準／アルコール飲料

未調査のため、情報がございません。

以下は平成26年現在の情報です。

## 食品規格・基準／めん類

### 即席めん

#### 食品規格・基準・分析法：

ミャンマーには現在、即席めんに関する規格は存在しない。関連するコーデックス規格が適用される。

以下は平成26年現在の情報です。

## 食品規格・基準／健康食品

### 健康食品（栄養表示を含む）

健康食品については、国内的にも国際的にも定義されていない。日本では、狭義にはサプリメントタイプの製品をいう場合があるが、ここでは広義な視点から、栄養成分の強調表示を含め、栄養機能強調表示及び健康機能強調表示する食品としての表示基準を示した。

### 栄養表示基準-1

#### 関連法規／規則

The National Food Law (1997) ( [国家食品法 \(1997\)](#) ) には、栄養表示に限定したものだけでなく、食品表示に関するいくつかの条文もある。

栄養食品表示を包含する食品表示基準は、現在策定中で近い将来公布される

#### 栄養参照量（定義, NRVs-R/-NCD）

適用無し

#### 栄養表示（適用：義務 もしくは 任意）

規定無し（任意）

#### 適用される食品カテゴリー

規定無し

#### 適用除外（食品カテゴリー）

規定無し

#### 適用除外（食品事業者の規模）

規定無し

#### 栄養成分リスト（栄養成分、記載順）

規定無し

#### その他の栄養成分

規定無し

#### 栄養成分量の表示方法（表示方法 100g/ml、1サービング、又は1包装分あたり）

サービング当たりの形式を使用する

#### 栄養成分量の表示方法（表示する値：一定値もしくは幅表示）

規定無し

## 栄養成分量の表示方法（分析値もしくは計算値）

規定無し

## 栄養表示のための食品成分表／データベースの利用

規定無し

## 栄養表示のための食品成分表／データベース

規定無し

## 栄養成分の計算（エネルギー／たんぱく質／炭水化物／脂質）

規定無し

## 公差と適合性（誤差範囲）

規定無し

## 表示方法の特色（フォーマット、%NRV、表示）

規定無し

## 表示方法の特色（パッケージ正面の表示、FOP）

FOP表示プログラムはない

## 栄養表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）

Myanmar Food and Drug Administration（ミャンマー食品医薬品局）

## 査察と罰則

食品表示基準が公表された後に施行されるConsumer Protection Law（消費者保護法）が、Ministry of Commerce（商業省）により起草され、承認のため国会に提出されたこれ（Consumer Protection Law）が役立つかもしれない

## 栄養強調表示規則-2

---

### 関連法規／規則

The National Food Law (1997)（[国家食品法（1997）](#)）には、栄養表示に限定したものだけでなく、食品表示に関するいくつかの条文もある

栄養食品表示を包含する食品表示基準は、現在策定中で近い将来公布される

### 定義（栄養素含有量／比較強調表示）

規定無し

### 栄養素含有量強調表示

規定無し

### 栄養素比較強調表示

規定無し

### 無添加表示（糖類／ナトリウム塩の無添加）

規定無し

### 栄養強調表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）

Myanmar Food and Drug Administration（ミャンマー食品医薬品局）



## 査察と罰則

食品表示基準が公表された後に施行されるConsumer Protection Law（消費者保護法）は、Ministry of Commerce（商業省）により起草され、承認のため国会に提出されたこれ（Consumer Protection Law）が役立つかもしれない

## 健康強調表示規則-3

---

### 関連法規／規則

The National Food Law (1997)（[国家食品法 \(1997\)](#)）には、栄養表示に限定したものだけでなく、食品表示に関するいくつかの条文もある  
栄養食品表示を包含する食品表示基準は、現在策定中で近い将来公布される

### 定義（健康強調表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）

規定無し

### 栄養機能強調表示（栄養機能表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）

規定無し

### その他の機能強調表示（他の機能表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）

規定無し

### 疾病リスク低減強調表示（適用される食品を指す名称）

規定無し

### 承認／認証の種類（規格基準型／事前承認型）

適用無し

### 承認／認証の種類（食品／特定の組成成分に対する承認）

適用無し

### ヘルスクレームに関する科学的実証

規定無し

### 実証のプロセス（審査組織の構造、政府所管当局／官庁／委員会）

まだ、策定されていない

### 実証の基準および／または効果の評価

まだ、策定されていない

### 特定の安全性に関する事項

規定無し

### 再評価

規定無し

### 製品品質に関する事項（GMP, ISO, HACCP または他の評価尺度）

規定無し

### 有害事象に関する報告システム（義務／任意）

規定無し

## 健康強調表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）

Myanmar Food and Drug Administration（ミャンマー食品医薬品局）

### 査察と罰則

食品表示基準が公表された後に施行されるConsumer Protection Law（消費者保護法）は、Ministry of Commerce（商業省）により起草され、承認のため国会に提出されたこれ（Consumer Protection Law）が役立つかもしれない

### ダイエタリー／フード／ヘルス サプリメントに関する関連法規／規則

規定無し

### 定義（ダイエタリーサプリメントおよび／またはフードサプリメントおよび／またはヘルスサプリメント）

適用無し

### サプリメントの行政／順守（政府所管当局／官庁）

適用無し

以下は平成26年現在の情報です。

## 食品規格・基準／乳・乳製品

### 牛乳

#### 食品規格・基準・分析法

ミャンマーには現在、牛乳に関する規格は存在しない。関連するコーデックス規格が適用される。

以下は平成26年現在の情報です。

## 食品規格・基準／調理冷凍食品

### 調理冷凍食品

#### 食品規格・基準・分析法および食品添加物：

ミャンマーには現在、調理冷凍食品に関する規格は存在しない。関連するコーデックス規格が適用される。

以下は平成27年現在の情報です。

## 食品規格・基準／菓子類

未調査のため、情報がございません。

## 食品規格・基準/レトルト食品

未調査のため、情報がございません。

